

## 受益者負担の見直し基準（概要）

### ○基準の基本方針

- ・受益者負担の原則により、受益者と公費負担の公平性、公正性を確保する
- ・算定方法の明確化により、財政運営の透明性を確保する
- ・使用料算定基礎の原価には、継続的な経営改善努力を前提とする

### ○受益者負担の設定基準

#### 「使用料」

- (1) サービス提供に要する原価の範囲は、人件費を含んだ管理運営に要する経費及び減価償却費、支払利息等の施設建設に要した経費とする
- (2) 減価償却費の算定方法は、新地方公会計制度に基づく定額法とし、取得価格÷耐用年数により算定する
- (3) 施設の性質別分類と負担割合の設定は、施設が「必需的か選択的か」、「非市場的吗市場的吗」というサービス性質により割合を設定する
- (4) 使用料の算定方法は、サービス提供に要する原価に負担割合を乗じた額を基本とする

#### 「手数料」

手数料の算定方法は、サービス提供の種類に応じて個々に合理的な算定方法とする必要がある（一般的な算定方法は原価÷処理件数）

### ○その他の取り扱い

- ・減額・免除制度は、可能な限り限定し、原則 50%以内を基本とする
- ・激変緩和措置として、使用料改定額が現行より著しく高額または低額になる場合は、概ね 1.5 倍程度を改定上限とし、周辺自治体の類似施設、民業への圧迫度合いを勘案し、改定額を調整する
- ・継続的に適正な受益者負担を確保するため、原則として 3 年ごとに見直しを行う